



▲姉妹都市であるカナダ・キンバリー市から市議会議員とご家族が来庁しました。



INFORMATION

インフォメーション

人口と世帯	日本人住民		外国人住民	
	男	女	男	女
安中地域	21,824	22,343	227	262
松井田地域	6,359	6,653	40	48
合計	28,183	28,996	267	310

合計 57,756人 世帯数 24,626 (平成31年4月末日現在)



お知らせ

第3次男女共同参画計画を策定しました



市では、第2次男女共同参画計画の計画期間が平成30年度で終了したことに伴い、男女共同参画社会の実現を目指した新たな行動計画を策定しました。

策定にあたっては、第2次計画における取組の評価と、市民、事業者の皆さまにご協力いただいた意識調査結果を踏まえ、本市が取り組むべき課題を明らかにしています。また、働き方改革や職場における女性の活躍推進、防災分野における女性の参画など、新たに取り組むべき課題も視野に入れ、解決するための施策の方向性を定めています。

「第3次男女共同参画計画」と「男女共同参画に関する意識調査結果報告書」は、困市民生活課、文化センター、文化会館、各地区公民館・生涯学習センターで閲覧できるほか、市ホームページ(<http://www.city.annaka.lg.jp>)に掲載しています。

問合せ▼困市民生活課市民協働係
 (☎内線 1139)

児童手当・特例給付の現況届を忘れずに

児童手当・特例給付の受給者は、毎年6月に「現況届」の提出が必要です。現況届は受給者や児童の状況など、引き続き手当を受ける資格があるかどうかを確認するためのものです。届け出をしないと6月以降の手当の支給が差止となりますので、期限内にご提出をお願いします。

受付期間▼6月10日(月)～28日(金)
 (土・日は除く)

午前8時30分～午後5時15分
 ※6月12日(水)、19日(水)は困子ども課のみ午後7時まで
提出書類▼現況届(6月上旬に対象者あてに郵送します)

受給者の健康保険証のコピー(安中市の国民健康保険加入者は不要です)
 その他必要に応じて提出する書類があります。

※公務員の人は勤務先にお問い合わせください。
児童手当制度について▼児童手当についての詳細は、市ホームページでも掲載しています(<http://www.city.annaka.lg.jp/ikuji/jidouate.html>)。

受付・問合せ▼
 困子ども課子ども育成係
 (☎内線 1161)
 困住民福祉課福祉子ども係
 (☎内線 2153)

アメリカシロヒトリ(毛虫)を早めに駆除しましょう
 アメリカシロヒトリは、主に6～7月、8～9月の年2回発生します。

被害の拡大を防ぐためには、早期の発見と駆除が重要です。

駆除や防除は地権者の責任となり、本市では市有地以外の駆除は行っておりません。個人で駆除していただくか直接専門業者へご依頼ください。

なお、農地で発生した場合には、殺虫剤(スミチオン)の配布を行っていただきますので、左記までご相談ください。

※農地以外の場所で発生した場合には、殺虫剤の配布はできませんので、ご承知おきください。

問合せ▼困農林課農政係
 (☎内線 2612)

福祉手当のご案内
 本市では次のとおり、児童・福祉の手当を支給しています。支給要件を満たしている、まだ申請していない人は手続をしてください。

障害児福祉手当・特別障害者手当

在宅で重度の障害があり、日常生活において、常時特別な介護を要する人※障害児福祉手当は、特別児童扶養手当と併せて支給できます。

※受給資格者や配偶者、扶養義務者などの前年の所得に応じて、手当の全部が停止されることがあります。

※手当を受給している人は8月に所得状況届を提出する必要があります。

※障害の程度、所得制限限度額など詳しくはお問合せください。

問合せ▼

困福祉課障害福祉係
 (☎内線 1159)
 困住民福祉課福祉子ども係
 (☎内線 2153)